

§ 5 特別募集 [在県外国人等特別募集]

I 志願資格

在県外国人等特別募集への志願者は、前記 § 1 の I に該当する者であって、かつ、外国の国籍を有する者(難民として認定された者を含む。)で、入国後の在留期間が通算で6年以内の者(令和9年2月1日現在)とする。

なお、日本国籍を取得して6年以内の者(令和9年2月1日現在)は、外国の国籍を有する者とみなす。

II 募集、志願資格確認期間及び募集期間

1 募集

在県外国人等特別募集を行う高等学校は、次のとおりとする。

高 等 学 校 名	課 程 ・ 学 科 等
県立鶴見総合高等学校	単位制による全日制の課程 総合学科
県立横浜清陵高等学校	単位制による全日制の課程 普通科
県立磯子工業高等学校	全日制の課程 機械科・電気科・建設科・化学科
県立新栄高等学校	全日制の課程 普通科
県立川崎高等学校	単位制による全日制の課程 普通科
県立大師高等学校	単位制による全日制の課程 普通科
県立橋本高等学校	全日制の課程 普通科
県立相模原弥栄高等学校	単位制による全日制の課程 普通科
県立高浜高等学校	全日制の課程 普通科
県立藤沢総合高等学校	単位制による全日制の課程 総合学科
県立大和南高等学校	全日制の課程 普通科
県立伊勢原高等学校	全日制の課程 普通科
県立座間総合高等学校	単位制による全日制の課程 総合学科
県立愛川高等学校	全日制の課程 普通科
県立横浜明朋高等学校	単位制による定時制の課程 普通科午前部・午後部
県立相模向陽館高等学校	単位制による定時制の課程 普通科午前部・午後部
横浜市立みなと総合高等学校	単位制による全日制の課程 総合学科
横浜市立横浜商業高等学校	全日制の課程 国際学科
横浜市立横浜総合高等学校	単位制による定時制の課程 総合学科Ⅱ部
川崎市立川崎高等学校	定時制の課程 普通科昼間部

2 志願資格確認期間及び募集期間

(1) 志願資格確認期間、受付時間及び場所は、次のとおりとする。

確 認 期 間	受 付 時 間	場 所
令和9年1月6日(水)から15日(金)まで (土曜日、日曜日、休日及び各高等学校の 学校閉庁日を除く。)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで	志願予定先の高等学校

(2) 募集期間は、次のとおりとする。

募 集 期 間
【志願情報申請期間】 令和9年1月25日(月)午前9時から1月29日(金)正午まで
【中学校長承認期間】 令和9年1月25日(月)午前9時から2月1日(月)正午まで

III 志願手続

1 志願の範囲

- (1) 志願は、一の高等学校に限る。
- (2) 他の都道府県の公立高等学校の全日制の課程に志願した者又は志願予定の者の志願は認めない。
(定時制の課程(昼間部)及び単位制による定時制の課程(多部制及び三部制)を除く。)
- (3) 高等学校等に在籍している者の志願は認めない。

- (4) 在県外国人等特別募集に志願した者は、それ以外の募集に同時に志願することは認めない。
- (5) 県立磯子工業高等学校の志願者が、同じ高等学校における他の工業に関する学科に対し、第2希望として志願することを認める。
- (6) 県立横浜明朋高等学校及び県立相模向陽館高等学校の志願者が、同じ高等学校における他の部に対し、第2希望として志願することを認める。

2 志願の手続

- (1) 志願者は、志願資格確認期間内に、志願予定先の高等学校長に次のアとイの書類又はイとウの書類を提示する。
- ア 外国の国籍を有していること又は難民として認定されたことを証明する書類
- イ 入国後の在留期間が通算で6年以内(令和9年2月1日現在)であることを証明する書類
- ウ 日本国籍を取得してから6年以内(令和9年2月1日現在)であることを証明する書類
- (2) 志願予定先の高等学校長は、前記(1)に規定する書類の提示を受け、志願資格を確認した志願者について、インターネット出願システムに確認情報を登録する。
- (3) その他の手続については、前記§1のⅢの2の(1)、(3)、(6)、(7)及び§4のⅢの2の(1)のウの規定を準用する。

3 中学校長が行う手続

中学校長が行う手続は、前記§1のⅢの4の(1)、(2)のア及び(3)の規定を準用する。

4 高等学校長が行う措置

高等学校長が行う措置は、前記§1のⅢの5の(3)のアの規定を準用する。

IV 志願変更

1 志願変更の範囲

前記Ⅲの2による志願の手続を完了した者は、志願変更の期間中1回に限り、志願した高等学校の課程、学科、部にかかわらず、募集期間を同じくする一般募集及び特別募集を実施する他の高等学校の課程、学科、コース若しくは部又は同一の高等学校の他の課程、学科若しくは部に志願変更することができる。ただし、それぞれの募集に係る志願資格を満たしている者に限る。また、前記Ⅲの1の(5)及び(6)による第2希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することを認める。

2 志願変更の期間

志願変更の期間は、次のとおりとする。

志 願 変 更 の 期 間
【志願変更情報申請期間】 令和9年2月4日(木)午前0時から2月8日(月)正午まで
【中学校長承認期間】 令和9年2月4日(木)午前0時から2月9日(火)正午まで

3 志願変更の手続

志願変更の手続については、前記§1のⅣの3の(1)及び(3)から(5)の規定を準用する。

V 選抜の方法

1 検査の内容

学力検査及び面接とする。学力検査は、国語、数学及び外国語(英語)とする。

なお、定時制の課程(昼間部)及び単位制による定時制の課程(多部制及び三部制)にあつては、当該高等学校長は、18歳以上(令和9年4月1日現在)の志願者について、作文をもって学力検査に代えることができる。

2 検査の期日

検査の期日は、次のとおりとする。

検 査 の 期 日
令和9年2月16日(火)

3 検査の会場

検査の会場は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校とする。

4 検査の時間

学力検査の教科等の時間割は、次のとおりとする。

時 刻	教 科 等	所要時間	備 考
8:50～ 9:10	検査についての注意	20分	1 検査監督者は、受検者を各検査の開始時刻 5 分前までに検査会場に集合させること。 2 外国語(英語)は、リスニングテストを含む。
9:20～10:10	外国語(英語)	50分	
10:25	(予鈴)		
10:30～11:20	国 語	50分	
11:35	(予鈴)		
11:40～12:30	数 学	50分	
12:30～13:15	(昼 食)		
13:15	(予鈴)		
13:20～	面 接		

なお、定時制の課程(昼間部)及び単位制による定時制の課程(多部制及び三部制)において、作文をもって学力検査に代える受検の時間割は、次のとおりとする。

時 刻	教 科 等	所要時間	備 考
11:20～11:35	検査についての注意	15分	検査監督者は、受検者を各検査の開始時刻 5 分前までに検査会場に集合させること。
11:40～12:30	作 文	50分	
12:30～13:15	(昼 食)		
13:15	(予鈴)		
13:20～	面 接		

5 検査を受検しなかった者の取扱い

前記 § 1 のⅤの 5 の規定を準用する。

6 選考の方法

- (1) 選考にあたって当該高等学校長は、事前に公表する選考基準に基づき、不正行為又は妨害行為を行った者を除き、調査書、学力検査(追検査を含む。)の結果及び面接の結果を資料として総合的に選考し、合格者を決定する。また、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考することとし、合格者を決定する。
- (2) 県立磯子工業高等学校、県立横浜明朋高等学校及び県立相模向陽館高等学校における第 2 希望の選考第 1 希望の志願者の選抜の結果、欠員を生じた学科・部においては、他の学科・部を第 1 希望としていながら合格者とならず、かつ、当該学科・部を第 2 希望とする志願者の中から前記(1)に従って合格者を決定する。
- (3) その他

前記 § 1 のⅤの 8 及び 9 の規定を準用する。

7 合格者の発表

合格者の発表の日時・方法及び合格通知書の交付の日時・場所は、次のとおりとする。また、当該高等学校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。

合格者の発表の日時・方法	合格通知書の交付日時	合格通知書の交付場所
令和 9 年 2 月 26 日(金)午前 9 時 インターネット出願システム上で確認する。	令和 9 年 2 月 26 日(金) 志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校長が指定する時間	志願先の高等学校 (志願変更したときは、その志願変更先)

Ⅵ 県教育長の志願の承認

前記 § 1 のⅦの規定を準用する。

Ⅶ 入学の許可及び入学手続

前記 § 1 のⅧの規定を準用する。

Ⅷ その他

- 1 前記 § 1 のⅨの 1 の(1)及び 2 から 4 の規定を準用する。
- 2 二次募集は実施しない。